

～消費者注意情報～

その電動アシスト自転車は道路交通法の基準に適合していますか？
～ 適合しない自転車は公道で使用できません。急発進等による事故の危険性も！～

令和6年1月30日

相談事例

ネット通販で電動アシスト自転車を購入した。その後、当該自転車は道路交通法の基準に適合しないため公道で使用できないこと、急発進、急加速による事故の危険性があることを行政機関の注意喚起で知った。返品するので返金して欲しい。(50代 男性)



ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 電動アシスト自転車を購入する時は道路交通法の基準に適合しているか確認しましょう。

アシスト比率が基準の上限を超えていたり、漕がなくても自動で走行したりする、基準に適合しない電動アシスト自転車が販売されています。特にネット通販では、現物の確認ができず、細やかなチェックが難しいため、注意が必要です。サイト内の商品の説明等をよく読み、公道での走行が可能か必ず確認しましょう。基準に適合しているかを判断する目安として、BAA マーク^{*1} や型式認定の TS マーク^{*2} があります。購入する際はこれらのマークの有無を参考にしましょう（安全基準の適合検査や型式認定を受けることは任意です。）。



※1 BAA マーク
(一社)自転車協会の安全基準に適合する自転車に貼付される(製造事業者または輸入事業者がPL保険に加入している)。

(出典：(一社)自転車協会)

株式会社〇〇〇〇	
	型式 〇〇〇〇〇〇
	電動補助機付自転車 型式認定番号 交NO〇-〇〇
	普通自転車 型式認定番号 交A〇〇-〇〇

型式認定TSマーク(イメージ)

(出典：警視庁)

※2 型式認定の TS マーク
国家公安委員会から認定を受けた電動アシスト自転車に貼付される(交通傷害保険は付帯していない)。

★ 基準に適合しているか分からない場合は、販売店やメーカーに問い合わせましょう。

基準に適合しないことを知らずに購入したとしても、公道を走行すれば使用者が道路交通法違反となります。また、アシスト比率が基準を超えていると、急発進や急加速による事故につながるおそれがあります。お持ちの電動アシスト自転車が基準に適合しているか分からない場合は、販売店やメーカーに問い合わせましょう。基準に適合していないことが判明した場合は、販売店等に対応を確認しましょう。

★ 公的機関が公表している情報も参考にしましょう。

○危害危険情報「道路交通法の基準に適合しない『電動アシスト自転車』を使わないようにしましょう」東京暮らしWEB(令和5年5月19日)

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/attention/2023/kigaikiken/assisted_bicycle.html

○型式認定審査「型式認定対象品検索」(公益財団法人 日本交通管理技術協会)

<https://tmt.or.jp/examination/index9.html>

★ トラブルが生じたら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155
お近くの消費生活センター 局番なし188(消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください> <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。